

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

フィリピン人権報告書 2017 年版

概要

フィリピンは、他政党から成る上下二院制の立憲共和国である。2016 年5 月に選出されたロドリゴ・ロア・ドゥテルテ大統領は、憲法で再選禁止が定められている6 年の任期を2016 年6 月に開始した。大統領選挙及び2013 年の中間国政選挙は概ね自由且つ公正に実施されていた。2016 年の地方選挙は2 回延期され、2018 年5 月となった。選挙の延期を唱えていた人々はいくつかの理由を挙げたが、その中には、地方選挙において依然として麻薬資金が関与していることがあった。

フィリピン国家警察（Philippine National Police）（PNP）に対する文民統制は改善されたが、十分に有効とは言えなかった。2016 年12 月、政府は、8 年間の空白期間の後、PNP の内部監査局（Internal Affairs Service）（IAS）の文民局長の就任を確認した。

2017 年5 月、テロリスト組織のマウテ・グループ（Maute Group）のメンバー及び他の過激派組織の支持者らが、フィリピン南部のミンダナオ島マラウイ市を攻撃した。これに対してドゥテルテ大統領はミンダナオ島全体における戒厳令を布告した。フィリピン軍（AFP）は2017 年10 月23 日に、政府によるマラウイ市の統治を回復した。この危機の結果、約36 万人の人々が避難を余儀なくされた。

フィリピンにおいて、人権に関する長年の最大の問題は超法規的殺害（extrajudicial killing）であり、2016 年の麻薬撲滅戦争の開始と共に急激に増加した後、2017 年も継続していた。2017 年1 月から9 月末の間に、メディアの報道は、政府の麻薬撲滅運動に関連するとみられる警察の捜査活動において900 人を超える死亡者を記録した。警察は、超法規的殺害の全ての報告について捜査を開始していると主張した。2017 年8 月現在で、警察は、1,889 件が解決済みであり、4,373 件は依然として捜査中であると述べている。

最も深刻な人権問題には、以下のものなどが挙げられる。治安部隊、自警団及びその他政府と関係があると疑われる者たちによる殺害、暴動による殺害、治安部隊による囚人及び被勾留者に対する拷問及び虐待、過酷で生命を脅かすことが多い刑務所での状況、治安部隊による無令状逮捕及び法的権利や正式な手続きを政府が無視したとみられる事例、政治囚、ジャーナリストの殺害及び脅迫、公務員の汚職及び職権乱用、人権活動家に対する暴力の脅威、女性に対する暴力、並びに強制労働。

政府は、軍・警察関係者、民兵組織並びに暴動及びテロリストによるものを含め、報告された人権侵害について限られた件数の捜査を行ったのみであった。警察による殺害件数が急増したことを受けて、警察関係者が罪を問われないことに関する懸念は急激に高まった。ドゥテルテ大統領は警察による殺人の批判を公的に否定したが、法の支配に反して行われたあらゆる行為に対して

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

当局が捜査すると述べた。国及び地方自治体の文民公務員や有力な経済・財界人が罪に問われないことに関する強い懸念も根強く残っていた。

政府とイスラム教徒の分離主義者、共産ゲリラ、テロリスト集団との間で戦闘が続き、地域の人々は避難を余儀なくされ、治安部隊のメンバーや一般市民に複数の死者が出た。テロリスト組織は、身代金目的の誘拐、市民を標的にした爆破、斬首、戦闘或いは補助的な役割での児童兵士の利用などを行い、自組織が支配する地域で影の政府を運営した。政府は2017年初め、新人民軍（New People's Army）（NPA）の軍事部門である民族民主戦線（National Democratic Front of the Philippines）との交渉を中止した。これは、2016年の停戦協定に違反して、新人民軍のゲリラ兵士たちと国軍の間で衝突が発生したことを受けたものだった。政府は、モロ・イスラム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front）との和平協議を再開した。

第1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及びその他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府治安当局やその非公式な協力者が、政府主導の違法薬物撲滅運動と関連して恣意的又は違法な殺害を犯したという報告が数多くあった。反政府ゲリラや正体不明の攻撃者による、活動家、司法官、地方自治体政府首脳、ジャーナリストらの殺害も続いていた。

2016年7月から2017年10月25日までの間に、法執行機関は、麻薬撲滅作戦に関連して「麻薬関係者」が3,967人死亡したと報告した。2017年6月30日に発生した1つの事例では、警察が、オザミス（Ozamiz）市のレイナルド・パロヒノグ（Reynaldo Parojinog）市長、その妻及びその他10人を、未明に実施した一連の違法薬物取締の強制捜査において殺害した。この事件は、人権委員会（Commission on Human Rights）（CHR）及び何人かの国会議員からの非難を受けたが、上院は、同市長が政府施設で勾留されている間の殺害ではないという理由で、調査を開始しなかった。

自警団に起因する殺害においては、多くの被害者が、麻薬の売人であると示す厚紙、ビニールのラップ、ごみ袋或いはその他の標識物と共に発見された。

超法規的殺害と疑われる事件の件数は、政府と非政府組織（NGO）が用いる定義が異なるため、大幅な開きがある。人権侵害の疑いについて調査する責任を負う独立した政府機関であるCHRは、2017年8月現在で、174人の犠牲者が関与する、超法規的な又は政治的動機に基づいた殺害を疑う新規の苦情139件を調査した。政府による麻薬撲滅運動により死亡件数が増加したため、CHRはその報告において政治的動機に基づいた殺害と麻薬関連の事件を区別して報告せざるを得なくなった。2017年1月から6月の間に、CHRは56人の犠牲者が関与する、麻薬関連の超法規的殺害44件を調査した。CHRはこれらの新しい苦情のうち112件について、PNP又は薬物取締庁（Philippine Drug Enforcement Agency）（PDEA）の関与を疑っており、1件についてはAFP又は

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

民兵組織の人員の関与を疑った。CHR は残りの事件の多くについてはゲリラ／テロ勢力によるものとした。

メディア関係者、労働運動家及び外国人の殺害を捜査及び監視する責任を負う、PNP 内の特別捜査班（Task Force Usig）は、2017 年1 月から8 月にかけて新しい事件の報告はなかったと報告した。警察はまた、正式な警察活動外の死亡に関して用いていた文言を変え、それらを「殺人事件（homicide case）」と統一して表現した。それ以前は、警察の活動外ではあるが麻薬撲滅運動に関連するものとみられる死亡事件について、「捜査中の死亡事件（deaths under investigation）」という文言を用いていた。2017 年5 月以降、麻薬撲滅運動に関する政府のデータは、省庁間麻薬対策委員会（Inter-Agency Committee on Anti-Illegal Drugs）が運営する#RealNumbersPH を通して提供されていた。

2017 年6 月30 日現在で、NGO の「政治的被拘禁者のためのタスク・フォース（Task Force Detainees of the Philippines）（TFDP）」は、特定はされていないが治安部隊によって実行され、国家が関与する、政治的動機に基づいた殺害の事例4 件を文書で報告した。TFDP によると、これらの事例は麻薬撲滅運動とは無関係のものだった。麻薬関連が疑われる超法規的な殺害の件数が増加したため、TFDP の報告文書も拡大し、麻薬関連の殺害についても取り扱うようになった。2017 年6 月30 日現在で、TFDP は67 人の犠牲者が関与する麻薬関連の殺害55 件を文書で報告している。

ドゥテルテ大統領は、特に蔓延する違法薬物の取引及び乱用をターゲットとした犯罪防止キャンペーンを継続した。ドゥテルテ大統領は、麻薬の売人や使用者と疑われた者の殺害は、麻薬関連の犯罪を一掃するという大統領の目的を達成するために必要なことであると示唆する公式声明を何度となく出した。2017 年10 月10 日、大統領は、PDEA を、政府の麻薬戦争における作戦を実行する唯一の機関として指名する覚書を発行し、これによって警察は麻薬取締活動の主役を外され、報告される超法規的殺害件数が減少した。ドゥテルテ大統領は、大統領の承認を得ずに警察の虐待疑惑を捜査するCHR の権限について公に異議を表明した。PNP の内部監査局は、人的資源やその他リソースの不足のため、警察活動に起因する死亡について法的に要求される調査が妨げられていると報告したが、警察の銃撃による死亡の100%が、正当且つ合法的な警察活動によるものだと主張した。複数の特定の事例について、ドゥテルテ大統領は、警察が有罪であると判明した場合は刑務所に行くべきであると発言した。複数の市民社会団体が、証拠の偽装、犯罪現場の改ざん、麻薬事件容疑者の遺体の違法な処分、その他超法規的殺害の隠ぺい行為を行っているとして警察を非難した。

ドゥテルテ大統領は、例えば2017 年8 月16 日の監視団体「犯罪・汚職に反対するボランティア（Volunteers Against Crime and Corruption）」設立記念日での演説のように、大統領が引き続き麻薬犯罪容疑者のリストを持っており、それには政府、警察、軍及び司法関係者も含まれていると公

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

の場で発言した。政府は、このリストの情報源を明らかにしておらず、一部の人々はその正確性や適法性について疑問視している。

b 失踪

AFP の人権事務所（Human Rights Office）による報告によると、政府当局による、又はその意向による、強制的な失踪についての報告が1 件あった（第1 節g を参照）。

法律では、失踪の被害者と疑われる人の家族は政府機関に対して、失踪（又は超法規的殺害）に関連する状況や被害者の現況について、当局が把握している事実を裁判所で供述するよう要求することができる。誘拐又は殺害の証拠には、正式な告訴が必要であるが、過去の多くの事件において、証拠や文書類は入手不能であるか、或いは収集されなかった。失踪事件に関する捜査及び司法手続きは十分ではなく、過去に報告された事件のうち、訴追された例はわずかだった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び法律は拷問を禁じており、拷問を通して入手された証拠は裁判所において証拠として採用されない。しかしCHR によると、治安部隊及び警察では、日常的に容疑者及び被勾留者を虐待し、時には拷問すると疑われていた。伝えられるところによると、逮捕及び尋問時の虐待の共通した形態には、電気ショック、タバコの火による火傷及び窒息などが含まれていた。

2017 年8 月現在で、CHR は58 人の被害者が関与する、拷問が疑われた25 件の事例を調査した。CHR は、これらの事例の大半が警察によるものと疑った。CHR は、刑務所の看守による拷問及び虐待4 件を調査した。これらの事例の一部には、2 種類又はそれ以上のカテゴリーの加害者が関与していた疑いがあった。同時期において、NGO のTFDP は、11 人の被害者が関与する拷問2 件について文書で報告した。AFP の兵士が子どもを勾留及び尋問したという複数の報告があり、1 件の事例では、武装グループと関係があることを疑われた1 人の子どもが拷問された。

2017 年中に有罪判決はなかったが、拷問禁止法に基づくいくつかの裁判が係属中であった。

NGO 及び報道機関の報告によると、特に麻薬に関する事件において、辱め（拷問禁止法に基づき違法）を含めた精神的な虐待が発生したと伝えられた。2017 年3 月、地元の報道機関が、セブ州刑務所において持ち込みが禁じられている物の捜索中に何百人もの囚人が裸で座らされている写真を公開した。これは「グレイハウンド作戦（Operation Greyhound）」とも呼ばれる未明に行われる活動で、囚人たちは起こされ、衣類を脱ぐよう命じられる。その間、刑務官が監房を搜索する。人権NGO のヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）は、この搜索活動が公然と且つ公開で実行されており、非人道的であり、囚人のプライバシー権を侵害しているという懸念を表明した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

麻薬撲滅運動の一環として、当局は、より過酷な結果を回避するために警察に自首するよう麻薬犯罪者らに呼びかけた。2017 年7 月現在で、政府のソーシャル・メディアを利用したキャンペーン #RealNumbersPH では、この呼びかけに促された1,308,078 人の自首があったと報告されたが、市民社会活動家らは、この公式発表の数字に疑問を抱いた。市民社会団体及びその他の観測筋は、薬物に関係のある多くの人々が生命の危機を感じ、その恐れの風潮から自首したのだと主張した。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所での状況は、過酷且つ生命を脅かされるものであることが多く、また、場合によっては、極端な過密、不適切な衛生状況や医療サービス、食料の不足及び身体的虐待などが発生した。

複数のNGO の報告では、看守及び他の囚人による虐待が常態化していたが、囚人たちは復讐を恐れて正式な苦情を提起しなかったという。

物理的状況：司法省管轄下の矯正局（Bureau of Corrections）BuCor が、3 年を超える懲役刑の判決を受けた者を収容する、全国7 ヶ所の刑務所及び刑務農場を管理していた。2017 年中、BuCor の施設は、公式の収容定員である16,010 人の約2.5 倍、41,244 人の受刑者を収容していた。

内務自治省（Department of the Interior and Local Government）管轄下の刑務所管理局（Bureau of Jail Management and Penology）BJMP）及びPNP は、926 ヶ所の市、地区、町（municipal）及び州の拘置施設を管理していた。ここでは裁判前の被勾留者、最終判決を待つ被告及び3 年以下の刑期の受刑者が収容されている。BJMP の報告によると、それらの刑務所は平均して、指定された定員の4 倍を超える状況で運営されていた。国際的報道筋によると、例えばケソン市刑務所は、公式の定員を261 人としていたが、2017 年7 月現在で2,916 人の囚人を収容しており、そのうち約70%が麻薬関連の罪で勾留されていた。複数のNGO の観察では、小規模な都市において過密状況はより進んでおり、この状況が原因で被収容者間での暴力が発生し、ギャング間の争いが過激化しているという。2016 年7 月から2017 年9 月の間で、刑務所の被収容者数は22%増加した。

2017 年4 月、CHR は、トンド（Tondo）のマニラ市警察において12 人の人々が本棚の後ろに隠された秘密の監房に勾留されているのを発見した。この監房では採光、衛生状態、食料及び飲料水が不適切な状態だった。報道機関の報告によると、複数の被勾留者が勾留中に拷問や殴打を受けたと述べており、釈放と引き換えに財物提供の恐喝を受けた者もいた。2017 年5 月26 日にはCHR が訪問し、この監房に誰も収容されていないことが確認された。2017 年9 月13 日現在、被勾留者のうち9 人は保釈された。残りの3 人は、マニラ市刑務所の男性及び女性棟に移送された。

BJMP 及びPNP 管理の刑務所の被収容者のうち約98%は、裁判前の被勾留者であった。残りは有罪判決を受けた犯罪者で、3 年未満の刑期を務める者だった。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

18 歳未満の若年者は通常、裁判所命令によって、或いは公共弁護士事務所 (Public Attorney's Office) や受刑者の私選弁護士による申立てを受けて、或いは NGO 主導の上訴を通して釈放された。2017 年 7 月現在、刑務所の被収容者のうち若年者が占める比率は1%未満だった。

刑務所当局は、BJMP 及びBuCor の規則を一様には実施しなかった。これらの規則は、男性の被収容者と女性の被収容者を分離して収容すること及び、国家刑務所では被収容者を同性の看守に監視させることを要求している。一部の施設において、刑務所当局は未成年の被収容者と成年の被収容者を完全には分離していなかった。BJMP 及びBuCor の報告によると、管理及び護衛要員の人員不足が生じており、特に大規模な刑務所でそれが顕著で、管理要員1 名当たり、60 から70 人の囚人が割り当てられていた。

報告によると、矯正施設においては不衛生な状態、不適切な換気、自然光へのアクセス不足、及び飲料水の不足が慢性的な問題であり、健康問題の原因となっていた。2017 年1 月から7 月の間において、BuCor 及びBJMP は、804 人の被収容者が死亡し、死亡率は0.42%だったと報告した。殆どの死因が病死だった。当局はBuCor の被収容者に医療を提供していたが、一部の医療サービス及び治療は提供されていなかった。そのような場合、当局は外部の病院に被収容者を紹介した。被収容者は1 日当たり10 フィリピン・ペソ (0.20 ドル) の医療手当を支給されていた。

囚人の娯楽、学習及び自己改善の機会は依然として殆どなかった。

運営：BJMP は、被収容者の事件を迅速に処理するために、訴訟を加速させるよう助力した。このプログラムを通して、当局は、2017 年7 月現在で、BJMP の刑務所から27,396 人の被収容者を釈放した。

囚人、その家族及び弁護士は、憲法に基づき設立された独立政府機関に対して苦情を提起することができ、CHR は受理した苦情について適切な機関に問い合わせた。

当局は概して、囚人及び被勾留者に訪問者との面会を認めているが、地元の複数の NGO の報告によると、当局は一部の政治的被勾留者に対しては家族の訪問を定期的に制限していた。刑務所の職員は、時には保安上の問題やスペース上の制限によって、囚人が訪問者と面会することを制限する場合があったと述べた。

イスラム教徒の職員の報告によると、イスラム教徒の被勾留者はその宗教上の戒律を守ることを認められていたが、ローマ・カトリック教のミサが拡声器によって、カトリック教徒及び非カトリック教徒の受刑者・被勾留者が収容される監房で、頻繁に放送されていたとのことである。

BuCor は、被収容者の道徳上及び精神上の問題に重点を置いた更生プログラムを定めている。

独立監視：当局は、赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross) を含む国際的な監視団が、拘置所及び刑務所へ自由に、且つ適切な時間に訪問することを許可した。憲法では、政

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

府が国際条約を遵守していることを監視するために、拘置所、刑務所又は勾留施設を訪問する権限を、CHR に付与している。セブ州刑務所 (Cebu Provincial Detention and Rehabilitation Center) は、2017 年3 月、CHR のチームの即時の立ち入りを拒否し、委員会に対し、訪問を実行する前に州当局に文書を提出するよう要求した。CHR の地域VII チームは、麻薬取締に重点を置いたグレイハウンド作戦実施中に強制的に衣類を脱がせた事件を調査するために同施設を訪問した。

改善:BJMP は、「自由を剥奪された人の刑期短縮改正マニュアル (Revised Time Allowance Manual for Persons Deprived of Liberty)」という制度を立ち上げた。これによって受刑者は、服役態度が良好であることを条件に刑期を短縮することが可能となる。18,300 人以上の受刑者が、このプログラムの恩恵を受けた。BuCor は司法省との連動プロジェクトを設けており、受刑者の記録を容易に利用及び保存ができるよう電子化を進めた。

d 恣意的な逮捕又は勾留

恣意的な逮捕及び勾留は憲法によって禁じられており、逮捕又は勾留された人が法廷でその適法性を問う権利も認められている。フィリピン政府はこれらの要件を概ね遵守していた。2017 年7 月現在で、公的機関による虐待や不正を捜査及び訴追することに責任を負う独立機関である行政監査員 (オンブズマン事務所) (Office of Ombudsman) は、法執行機関又はAFP による恣意的な勾留の違反を75 件報告した。それらのうち74 件については捜査中であり、残りの1 件は棄却された。1 件には、政府の高官が関与していた。

警察及び治安組織の役割

PNP は、国の大部分における国内治安維持の責任を担い、内務自治省の管轄下にある。AFP は、国防省 (Department of National Defense) の管轄下にあり、対外安全保障の責任を負うが、特にミンダナオ地方など、紛争発生率が高い地域においては国内治安維持機能も担う。この2 つの機関はテロ対策及び暴動対策の責任を分担する。PNP 特別活動部隊 (Special Action Force) は特に、都市部でのテロ対策活動に責任を負う。ドゥテルテ大統領によるミンダナオ島及びスル諸島 (Sulu Archipelago) 全域に対する2017 年5 月の戒厳令布告は、2017 年10 月現在で依然として有効であり、軍に拡大された権限を付与している。人権団体は、マルコス政権時代の国土全域に対する戒厳令の期間を思い起こし、人権侵害の可能性について懸念を表明した。

知事、市長及びその他地方自治体の幹部は、現地の警察部隊に対して大きな影響力を有している。これには、部署長及び自治体警察署長の任命や、リソースの提供、収賄や汚職に帰結することが多い取り決めなどが含まれる。

176,000 人の構成員から成るPNP の組織的欠陥及び、警察組織内には常に汚職が発生しているという一般市民の認識は継続していた。PNP の内部監査局は、警察が法律の範囲内で活動することを確認する任務を負うが、殆ど役に立っていなかった。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。 また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

麻薬撲滅運動におけるPNP の役割について、国内及び国際的な人権団体から批判を受けていたにもかかわらず、2017 年10 月現在で、公共弁護士事務所又は国家捜査局（National Bureau of Investigation）によって、違法な殺害の罪に問われたPNP 隊員に対する刑事告発は1 件も行われていなかった。

治安部隊における職権乱用及び汚職を捜査及び処罰する政府の機構は依然として殆ど機能していなかった。ドゥテルテ大統領は、政府及び治安部隊における汚職を公に批判したが、これを監督するための機構には十分なリソースが割り当てられておらず、汚職に関わる治安関連職員を対象とする監督努力は殆ど行われていなかった。2017 年1 月から8 月の間に、オンブズマン事務所は、殺害、傷害、違法な逮捕及び拷問などを含め、軍又は法執行機関が関与していたと疑われる人権侵害229 件の事件に関する133 件の苦情を受理した。これらの事件の大半（97%）は、下級隊員に対するものだった。2017 年9 月現在で、全ての事件が追加的な捜査を待つところで、未決の状態だった。上級警察官又は軍幹部に対しては、有罪判決は1 件も記録されていなかった。

2017 年1 月から6 月にかけて、PNP は、制服警官及び非制服職員の双方を含め3,704 人の職員が関与する、合計2,112 件の行政事件を記録した。このうち、778 件については様々な処罰が下され、解決した。2017 年1 月から7 月にかけて、PNP は、212 人のPNP 職員が関与する203 件の刑事事件を記録し、このうち67 件は裁判所での訴訟となり、126 件は検察局に送検され、5 件は引き続き捜査中だった。

警察の職権乱用及び不正行為の顕著な例としては、2017 年9 月15 日、首都圏警察署長オスカー・アルバヤルデが、カローカン（Caloocan）警察部隊内での腐敗に関する懸念の拡大を受けて、1,200 人以上の警察官の配置転換及び再訓練を命じたというものがある。その腐敗には、承認されていない麻薬強制捜査、証拠の管理不行き届き、及び2017 年8 月18 日に発生した。カローカン市の私服警官による17 歳のキアン・デ・ロス・サントスの殺害事件も含まれた。13 人のカローカン市警察官が2017 年9 月7 日の麻薬強制捜査中に、ある住宅で略奪を行った様子が映された有線カメラ動画が公開され、2017 年9 月14 日、カローカン市警察は、さらに綿密な調査を受けた。

AFP 人権事務所は、軍関係者が関与する人権侵害の疑いを監視及び審査した。2017 年1 月から8 月までの間に、人権事務所は報告を受けた4 つの件を確認及び調査したが、これには、武器の無差別発射1 件、殺人2 件、強制的失踪1 件が含まれていた。2017 年8 月現在で、AFP は、武器の無差別使用の事件を解決しており、容疑者は有罪判決を受けた。その他3 件は係属中だった。

PNP の改革及び専門化に向けた努力は、訓練の改善、地域への働きかけの拡大、給与の引き上げなどを通して続けられていた。PNP の職業指導課程の全てに、人権に基づいた単元が盛り込まれ、PNP 人権問題事務所（Human Rights Affairs Office）は、警察業務における人権に対する責任について、全国で定期的な訓練を行った。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

軍もまた、その構成員に対して定期的に人権に関する研修を提供し、これはCHR からの研修によって増強された。AFP は、元々あった「*軍人のための人権／国際人道法に関する段階的カリキュラム (Graduated Curricula on Human Rights/International Humanitarian Law for the Military)*」を改訂して利用し、軍の全部門に統一した訓練基準を提供した。AFP は、人権及び国際人道法をAFP の全ての教育・訓練課程に盛り込むことを求めた2005 年の大統領覚書 (Presidential Memorandum) を遵守した。基礎訓練を修了するためには、且つ、入隊、昇進、配置転換及び留学機会を得る選抜のためには、これらの課程を修了しなければならない。2017 年1 月から8 月の間に、AFP の様々なユニットが、合計55 種類の、人権関連の研修プログラム、セミナー又はワークショップを実施した。

議会の任命委員会 (Congressional Commission on Appointments) は、昇格に向けて選抜された軍将校が過去に人権侵害を行ったか否かを確認し、経歴調査を通してCHR 及びその他機関からの情報提供を求める。委員会は、職権乱用の記録を発見した場合、昇格を無期限で保留とすることができる。しかし、違反によって昇格が妨げられることはない。

人権団体は、人権侵害の疑いに対する捜査及び訴追の改善を目指す改革の実施及び強制に殆ど進捗がないと指摘した。潜在的な目撃者は司法省が運営する証人保護プログラムを通じた保護を得られないことが多かったが、その理由は、資金不足や手続き上の遅延、或いはプログラムの有効性に疑念を抱いて名乗り出ることができないというものだった。CHR はより小規模な証人保護プログラムを運営したが、このプログラムは麻薬撲滅運動における殺害の目撃者を数多く抱えており、過重な負担がかかっていた。証人保護を受けるために家族のメンバーが住む場所を変えなければならず、それによって一家の収入を失うことも、目撃者が証人となることの障壁となる場合があった。オンブズマン事務所はまた、警察の職権乱用又は汚職の事件においては、証人が名乗り出ない或いは協力しない場合が多いと報告した。この問題は、証人やその家族へ圧力がかけられたため、或いは証人が協力の見返りを期待したために生じることもあった。

フィリピン政府は引き続き、民兵を支援し、武器を提供した。AFP は市民軍地域部隊 (Civilian Armed Force Geographical Units) (CAFGU) を統制し、市民ボランティア組織 (Civilian Volunteer Organizations) (CVO) はPNP の指揮下にあった。これらの民兵組織は最低限の訓練しか受けないことが多く、監視及び規制は不十分だった。一部の政治家一族や氏族のリーダーは、特にミンダナオなどにおいて、私軍を擁しており、時には、CVO やCAFGU の構成員からそれらの私軍の兵士を採用することもあった。

複数の人権NGO が、数多くの人権侵害事件において、国家が支援するこれらの民兵組織や私軍が関連していると指摘した。2009 年にマギンダナオ州で発生した58 人の市民の大量殺人における105 人の容疑者の裁判は、継続していた。2017 年7 月現在、残りの容疑者のうち3 人が、証拠不十分で58 件の殺人容疑について無罪とされた。主犯とされる容疑者の、元マギンダナオ州知事アンダル・アンパトゥアン・シニア (Andal Ampatuan, Sr) は、2015 年に死亡した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。 また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

このような裁判の遅延によって、人権侵害の罪に問われるべき国家、州及び地方自治体政府の加害者が処罰されずに済むという認識が強まった。

逮捕手続及び被勾留者の取扱い

逮捕は、十分な証拠に基づいたものでなければならず、正当な権限を有する当局者が発行した令状が必要である。ただし、容疑者が犯罪行為の現行犯で逮捕される、容疑者が犯罪行為を行ったところであると判断する相当な理由がある、又は容疑者が脱走した囚人である場合は、その限りではない。当局は、無令状逮捕については犯罪の重大さに応じて12 時間から36 時間以内に起訴しなければならない。テロ行為の場合は、法律は無令状逮捕及び起訴することなく最長で3 日間の勾留を認めている。

被勾留者は、終身刑に処される可能性のある犯罪容疑で勾留されている場合を除き、保釈される権利を有する。保釈制度は概ね、意図される通りに機能しており、容疑者は、裁判官が保釈を認めないという判断を下した場合に上訴することが認められている。法律は、容疑者又は被勾留者に弁護士を選択する権利及び、経済的に困窮している場合は国家に弁護士を提供してもらう権利を定めている。しかし、公共弁護士事務所の資源が十分ではないため、経済的困窮者が公選弁護人を利用できる機会は限られていた。

恣意的な逮捕：治安部隊は依然として、特に武力衝突が頻発する地域において、未成年者を含む民間人を、テロ行為以外の犯罪行為の容疑により無令状で恣意的に勾留した。

公判前の勾留：長期にわたる公判前の勾留が依然として問題となっていたが、その主な理由は司法制度が遅延しがちで非効率であることだった。平均的な公判前の勾留期間は18 ヶ月だった。大規模な拘置所では、パラリーガルを雇用して、個々の被収容者の事件を監視し、勾留期間が最高刑の期間を超えることを防止し、且つ、過密状態を解消する努力を支援させた。

被勾留者が法廷で勾留の合法性に異議を唱える能力：被勾留者は、自らの勾留の適法性について司法審査を受ける権利を有する。憲法には、法執行機関の職員が個人を違法に勾留したと判明した場合の厳しい罰金刑が盛り込まれている。一部の人権観測筋は、法執行機関の職員が、容疑者を殺害する方が勾留するよりもリスクが低いと判断することが多いと主張し、このような罰金刑が超法規的な殺害に結び付くと指摘した。

e 公正な公判の否定

法律は、公正な公開裁判を受ける権利を定めている。独立した司法機関によって概ねこの権利の行使が認められていたが、必ずしも適時性が保たれたとは言えなかった。容疑者が裕福な又は影響力の大きい人物である場合、依然として、縁故主義や個人的人間関係、また、時には賄賂を通じた汚職によって免責されることが比較的多かった。人員不足、非効率な事件処理、また、長期

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

にわたる手続きの遅延は、相変わらず司法制度の障害となっていた。これらの要因により、刑事司法制度において適正な法手続き及び平等な裁判が行われているということに対する懐疑的な見方が広まっていた。

裁判では複数回の審理が行われるが、それぞれの審理は証人の出廷や裁判所の空き時間の都合で数ヵ月の間隔で開かれることも多く、長期にわたる遅延を生じさせていた。検事、判事及び法廷の数を増やす必要があるということが広く認識されていた。判事職の空席率は約30%だった。ミンダナオ島及び貧しい州の裁判所では、全国平均より空席率が高かった。シャリーア（イスラム法）裁判所の判事職は引き続き、空席を埋めることが特に困難だった。その理由は、応募者はシャリーア弁護士会（Sharia Bar）及び統合弁護士会（Integrated Bar）の双方に所属していなければならないからである。シャリーア裁判所には、刑事裁判権がない。検事総長（Prosecutor General）はシャリーア裁判所のために新しく検事を数百名雇用する権限を付与されていたが、それらの新任検事の研修は短期間であり、不十分だとみなされた。

最高裁判所は引き続き、より迅速な裁判を行い、司法における不正行為を削減し、司法府の効率を増進し、且つ、司法に対する市民の信頼を高めるための努力を行った。最高裁判所は、最高刑が懲役6年以下の事件の解決を加速するというガイドラインを実施し続けた。2016年、司法機関は、審理の延期を制限するための、事件処理に関する新しい法廷規則及び手順を制定し、また、その他で事件の処理を加速させるための手順上の変更を行った。この改革の最も重要な部分である「試験的裁判所における刑事事件の継続的審理についての改正ガイドライン（Revised Guidelines for Continuous Trial of Criminal Cases in Pilot Courts）」は、裁判所の訴訟事件の過密状態を解消するための最高裁判所による努力の一環として、全国的な導入に向けて2017年5月に承認された。実施は2017年9月に開始した。

裁判手続

法律では、犯罪容疑をかけられた全ての人が、その容疑の罪状を通知され、弁護人を付ける権利、防御を準備する十分な時間、及び裁判官による迅速且つ公開の裁判を受ける権利を付与されなければならないと定めている。被告人に対する刑事裁判には必ず弁護士が立ち会わなければならない。法律は、被告の推定無罪を定めている。被告人は自分に不利な証人と対決し、自らの裁判に出廷し、自分に有利な証拠を提示し、有罪判決について上訴する権利を有しており、証言又は有罪の自白を強要されてはならない。裁判所は必要に応じて通訳者を指名することができる。裁判所の通訳者が重大な間違いを犯した場合、当事者は、通訳に異議を申し立てることができる。政府は、迅速な裁判の権利を除き、これらの要件を概ね実施した。

法律は、裁判所によって3ヵ月から2年の間に事件を解決しなければならないと定めているが、裁判には実質的に期限がなかった。政府職員の見積もりでは、判決までに平均して5年から6年の時間を要していた。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

当局は、被告人が弁護士を立てる権利を尊重したが、貧困によって弁護士を有効に利用できない場合が頻繁にあった。司法省の管轄下にある公共弁護士事務所は、憲法で定められたその義務を履行するための必要なリソースを有しておらず、その限られたリソースを、経済的に困窮している被告人に公判で弁護士を付けるために用いており、罪状認否や予審の間はそれができていなかった。予審の間、裁判所は弁護士を指名して、法廷で被告人に現場での助言を与えるよう立ち合わせることができる。

量刑の言い渡しは常に法的なガイドラインを遵守していたわけではなく、判決は時には恣意的なものと思われる場合があった。

政治犯及び政治的理由に勾留された者

1945 年に成立した法律に基づき、政府は政治犯を、国家の安全に反する犯罪で罪に問われる可能性のある者と定義する。この定義を用いて、BuCor は、2017 年8 月現在でその施設に162 人の政治犯が収容されていると報告した。BJMP は政治犯を追跡せず、治安上のリスクにのみ基づいて囚人を定義する。

様々な人権NGO が、NGO が政治犯とみなす、投獄された人々のリストを保持していた。TFDP は、2017 年6 月現在で337 人の政治的理由による被勾留者を追跡していた。追跡されるそれらの人々の大半が公判前の被勾留者で、そのうち14 人が2017 年1 月から6 月の間に逮捕されていた。TFDP は、それらの事例の大半において、当局が政治犯と一般的な犯罪容疑の被収容者を分離せずに収容していると指摘した。ただし、国立ビリビッド刑務所（National Bilibid Prison）では、政治犯の大半を厳重警備の施設に収容していた。

政府は、赦免、仮釈放及び特赦計画の実施において、NGO のリストを情報源として利用した。TFDP は、2017 年7 月現在で、14 人の政治犯が刑務所又は拘置所から釈放されたと報告した。それらの釈放のいずれも、赦免や特赦などの大統領権限の行使（executive action）によるものではなかった。

政府は、国際的な人道支援組織による政治犯への定期的な接触を認めた。

民事上の訴訟手続及び救済方法

殆どのアナリストが、民事における司法機関を独立且つ公平であるとみなしている。原告は、人権侵害について損害賠償又は侵害の停止を求めて地方第一審裁判所に提訴することができる。民事訴訟については司法救済及び行政救済があるが、地方裁判所が過密状態であるため、これらの事件が棄却されることが多い。国民からの上訴を審理することができる地域の人権裁判所はなかった。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。 また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

政府は市民のプライバシーを概ね尊重していたが、共産主義団体及び左翼団体の指導者たちや、地方を拠点とするNGO は、常習的に監視やハラスメントがあると主張していた。当局がテロ容疑者についての情報を入手するために、或いは麻薬撲滅運動のために、密告制度を利用することが常態化していた。政府は市民の自宅での搜索や押収に関する制限を概ね尊重していたが、無令状搜索は引き続き発生していた。判事は一般に、違法に入手された証拠を裁判で不採用とした。

g 国内の紛争での虐待行為

フィリピンは数十年にわたって、モロ・イスラム解放戦線（MILF）及びモロ民族解放戦線などの組織に代表されるイスラム分離主義運動、全国的に存在する新人民軍（NPA）によって支援される共産主義者の反政府活動、より小規模な多国籍テロ組織（アブサヤフ（ASG）やジェマ・イスラミアなど）による暴力、及びその他犯罪組織と戦ってきた。2017 年中、AFP がASG 及びNPA との戦いの中で、違法に市民を拘禁し、住民を退去させたという複数の苦情があった。さらに、ミンダナオ島では政治家一族間の「リド（rido）」と呼ばれる武力抗争が発生し、一般市民の死亡や避難が生じていた。

2017 年5 月23 日、マウテ・グループ及びその他武装過激派組織のメンバーがミンダナオ島のラナオ・デル・スル（Lanao del Sur）州マラウイ市を襲撃した。イスラム国への忠誠を誓うこのテロ組織は、病院、学校及び市刑務所などを含め、マラウイ市の数多くの建物を占拠し、破壊した。また、キリスト教の教会を焼き払い、複数の教会スタッフ及び1 人の僧侶を含め、数多くの人質を取った。

殺害：AFP の人権事務所は、ゲリラ集団への複数の軍事作戦において16 人の民間人が死亡したことを確認した。ただしこの数字には、マラウイ市襲撃及びその後のミンダナオ全域に発布された戒厳令における死亡を含めていなかった。観測筋は、2017 年中の民間人の死亡者数ははるかに多いと見積もっていたが、2017 年10 月現在で、政府及びNGO は信頼できるデータ或いは見積もりを発表していなかった。

反政府組織は、数多くの民間人の死亡の原因となっていた。マラウイ市の武力占拠の間、マウテ・グループ及びその他のゲリラたちは、無数の民間人を殺害した。NPA、ASG、マウテ・グループ、アンサー・アル・カリファ（Ansar al-Khalifa）、バンサモロ・イスラム自由戦士（Bangsamoro Islamic Freedom Fighters（BIFF））及びその他の暴力的な過激派集団は、道路脇に仕掛けた爆弾、待ち伏せ攻撃及びその他手段を用いて、有力政治家やその他の民間人を殺害した。その中には、軍や警察の情報提供者であると疑われた人々が含まれていた。

NPA はまた、政府の省庁を脅迫し、企業、発電所、農場、民間通信設備を攻撃し、革命税と称して金銭をゆすり取っていた。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

誘拐：武装犯罪組織及びテロ組織は、身代金目的で民間人を誘拐し、身代金が十分に支払われない場合は人質を殺害する場合もあった。NPA 及び複数の分離主義者グループも同様に、数多くの恣意的な拘禁や身代金目的の誘拐を行っていた。伝えられるところによると、当局は、非公式なルートを利用して、誘拐の被害者家族及び／又は雇用主に代わって身代金の支払いを進めたとのことである。時には治安部隊が被害者の救出を試みた。

身体的虐待、処罰及び拷問：左翼及び人権活動家たちは引き続き、地方治安部隊によるハラスメントを報告した。これには、警察及び刑務所職員による被勾留者の虐待が含まれる。強姦は通常、戦争兵器として用いられることはなかった。

児童兵士：児童兵士の使用、特にテロリスト及び反政府組織によるものは、特にミンダナオ島の一部の紛争地域において引き続き問題となっていた。ユニセフは、武力闘争における児童の採用及び使用や、児童兵の解放を監視した。ユニセフは2016 年12 月、MILF が児童兵士の使用を停止するという誓約を実施したと報告し、また、後日、2016 年4 月から2017 年3 月までの間に少なくとも1,869 人の児童兵士が解放されたことを確認した。児童兵士に関する政府の報告メカニズムはあるものの、特に紛争地域においては、省庁或いは地域によって一貫性のないデータを提供しており、問題の規模の正確な把握を困難にしていた。AFP 人権事務所の報告によると、2017 年1 月から8 月の間に、4 人のNPA の児童兵士がAFP によって救出されたか、又はAFP に投降してきたという。ラナオ・デル・スル危機管理委員会（Crisis Management Committee）は2017 年8 月、報道機関に対して、マラウイ市に残る兵士の半分近くが未成年であると語った。国連が確認した1 件の事例では、BIFF によって15 人の子どもが人間の盾として使用されていた。

NPA は引き続き、NPA では兵士として子どもを採用していないと主張したが、料理などの非戦闘目的では子どもを採用、訓練及び使用していることを認めた。

以下のURL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

第2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a 報道の自由を含む表現の自由

報道の自由を含め、表現の自由は憲法で定められており、政府はこれらの権利を概ね尊重している。独立した報道機関が存在し、また、民主的な政治制度が機能していることと相俟って、報道の自由を含めた表現の自由が促進されている。

表現の自由：個人は政府を公然と或いは私的に批判することができ、広く公益に関する問題を論じることができた。しかし、市民社会団体の報告によると、ドゥテルテ大統領の政策を批判した

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

個人や国際機関に対する、大統領による公の場での攻撃により、自由な言論及び表現における萎縮効果が見られたとのことである。2017 年7 月に、民間の調査会社ソーシャル・ウェザー・ステーション (Social Weather Station) によって実施された全国調査では、成人の回答者の55%が、政府に対して賛成又は反対する意見を、恐怖を感じることなく自由且つオープンに表明できると回答した。

デ・リマ上院議員は2017 年12 月現在、2017 年2 月に同氏が麻薬関連容疑で逮捕及び勾留された件に対する正式な罪状認否手続きを待っているところだった。2017 年中、検察は、新規で起訴する、或いは以前の起訴内容を修正するなど、様々な法的戦術を用いて罪状認否を遅らせていた。

デ・リマ上院議員は基礎を棄却するよう申立てを提出したが、2017 年10 月、最高裁判所はこれを拒否した。この事件は、2016 年にデ・リマ上院議員が麻薬撲滅運動に関連する殺害について公聴会を開始した後に発生した。勾留中ではあるが、デ・リマ上院議員には報道機関及び一部の面会人と接触することが認められていた。この事件はローマ法王を含め世間で広い関心を集め、政治的な動機に基づいたものとして人権擁護団体から非難された。

報道の自由：独立した報道機関は引き続き活発であり、政府の指導者たちからの批判的且つ威嚇的な発言にもかかわらず、政府の批判を含め、制限を受けることなく広く多様な見解を表現していた。メディアの解説者は、殆どの報道機関について、積極的な報道基準が欠如し、その会社のオーナーや発行者或いは後援者（その中には、現在又は過去の政府高官と強い繋がりを持つ者がいた）の政治的又は経済的志向を反映していると批判した。ジャーナリストたちは、厳しい質問を投げかけた記者をドゥテルテ大統領が名指しで見せしめのように扱う傾向があることによって、大統領へのアクセスの喪失の恐れを主な理由として、記者たちの積極的に戦う意欲に萎縮効果が生じていると指摘した。ドゥテルテ大統領はその施政方針演説において2 つの報道機関に特に言及し、そのうち1 つは外国人の所有である、もう1 つは既得権を守ろうとしているだけであり、したがって両報道機関とも偏向報道を行っていると主張した。ドゥテルテ大統領はまた、フィリピン・デイリー・インクワイアラー紙の当時の社主を暴露記事で脅迫し、大統領に対して偏向報道を行い、そのような偏向報道は、社主らによる販売部数拡大のための判断において行われたものだと非難した。

従来 of 報道機関を避けるため、大統領官邸広報部 (Malacanang Presidential Communications Operations Office) は2017 年8 月、認証制度に基づいて、ドゥテルテ大統領が出席する特別イベントをソーシャル・メディア事業者が報道することを認めるという省令を発行した。

暴力及びハラスメント：ジャーナリストたちは引き続き、その報道内容に批判的な政治家及び政府当局からのものを含め、ハラスメントや暴力の脅迫に遭っていた。人権NGO は頻繁に、ジャーナリストの保護を怠っていると政府を批判した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

非政府系のメディア監視団体「メディアの自由と責任センター（Center for Media Freedom and Responsibility）」（CMFR）は、2017 年1 月から8 月の間に、2 人のジャーナリスト又は報道機関職員が、彼らの職業に関連した殺人において殺害されたと報告した。2017 年10 月現在で、いずれの事件も捜査中だった。報道関係者の殺害を捜査及び追跡するPNP の特別捜査班は、2017 年8 月現在で、1 件の職業に関連した殺人を報告した。7 人の容疑者がマスバテ（Masbate）検察庁で殺人事件として起訴された。

多くのジャーナリストが、政府に批判的なオンライン記事に対して、暴力やハラスメントの脅迫を含めたオンラインでの脅迫が増加していると報告した。それでも、政府を批判した多くのジャーナリストは、自分の身の安全に対する脅迫を信ぴょう性のあるものとは考えていないが、過剰に批判的だとみなされた場合に大統領及び大統領官邸へのアクセスを失うことを懸念していると報告した。しかし、少なくとも1 人のジャーナリストは、ドゥテルテ大統領に単独で名指しされた後、身の安全に関する懸念を表した。また、複数のジャーナリストたちが、麻薬関連の容疑で罍にはめられること、且つ、それによって政府の麻薬戦争に巻き込まれることを恐れていると報告した。PNP が日常的に行う、車両を停止させて行う職務質問で、「シャブ」（メタンフェタミン）の袋を隠しておく可能性があるというのが、最もよく聞かれる懸念であった。

名誉棄損法：法律では名誉棄損についての刑事罰を定めている。当局は、ジャーナリストに対して嫌がらせ、脅迫及び報復を行うために、懲役刑及び罰金刑が科される可能性のある名誉棄損容疑での刑事告訴を用いた。2017 年中は10 月までの間に、名誉棄損の罪に問われたジャーナリストについてのCMFR への報告はなかった。しかし、ある裁判所では、2017 年6 月後半に、知事によって提起された名誉棄損の告訴について、地元ラジオのジャーナリストが無罪判決を受けた。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスを制限又は妨害することではなく、オンライン上のコンテンツを検閲しなかった。また、政府が適切な法的権限もなく私的なオンライン上の通信を監視したという信ぴょう性のある報告もなかった。国際電気通信連合によると、2016 年中、人口の約55% がインターネットを利用した。

学問の自由と文化的行事

学問の自由又は文化的行事に関する政府の制限はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

憲法は平和的集会及び結社の自由を定めており、2017 年中、政府はこれらの権利を概ね尊重した。

平和的集会の自由

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

憲法は平和的集会の自由を定めており、警察は、デモ参加者の扱いに概ねプロ意識及び自制心を働かせていた。2016 年4 月にキダパワン市で農民及び抗議者を力づくで追い散らし、これによって2 人の抗議者が死亡し、他に多くの人が負傷した事件のPNP による捜査が進展したという報告はなかった。CHR の調査によると、PNP は抗議集会を解散させるために不必要な武力を用いたとのことである。2017 年10 月現在で、これについていかなる懲戒処分も行われず、1 人も起訴されていなかった。

c 信教の自由

以下のURL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由

憲法によって、国内移動、海外渡航、海外移住、及び帰還の自由が定められており、政府はこれらの権利を概ね尊重した。政府は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及びその他の人道組織と協力して、国内避難民、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者、又はその他の対象者に対する保護及び支援の提供に取り組んでいる。

海外渡航：海外渡航に対する政府による制限は、一般に、治安又は身の安全を要因とする場合である。例えば、係属中の裁判の当事者である場合、或いは人身売買その他の搾取を含め、被害に遭いやすい労働者が身の安全の危険にさらされる可能性のある国家へ渡航することを阻止するためなどである。フィリピン海外雇用庁 (Philippine Overseas Employment Administration) は、海外での労働のための出国を管理し、海外労働者に対して渡航前の登録及び、出国前のスクリーニング検査、研修及び証明を受けるよう求めている。2017 年8 月現在で、22 か国が被制限国家とされ、海外労働者の雇用を完全に又は部分的に禁じられている。

国内避難民 (IDP)

何十年にもわたる党派間の及び政治的な内乱、散発的な部族間闘争、また自然災害によって、非常に多くの国内避難民が発生している。IDP の数は特定されておらず、大幅に変動していた。ASG に対する、主にスル州及びバシラン州での内乱鎮圧作戦及び、地理的に最も偏狭な州に集中して発生するNPA との衝突によって、散発的且つ小規模な避難も発生した。殆どのIDP は女性及び子どもであった。

UNHCR の報告によると、ミンダナオでは2017 年5 月現在で、2012 年から避難状態にある約110,000 人が永続的な解決を必要としていた。それらの人々のうち、100,200 人と見積もられる人々が、武力闘争 (地元コミュニティ間での暴力を含む) によって、また、8,700 人が自然災害に

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

よって避難した人々だった。マラウイ市での危機によって、さらに数十万人が避難民となった。2017 年8 月初旬、UNHCR は、この危機の結果として78,000 世帯以上の人々（約36 万人）が避難したと政府が見積もっていると報告した。

政府機関は、多くの場合国連諸機関やその他国際的な援助提供者の支援を得て、IDP のために食料を提供し（ただしNGO は、食糧支援が遅れることがあると指摘した）、収容施設や公共インフラを建設し、学校を修理し、衛生施設を建設し、予防接種、医療及び社会サービスを提供し、生活補助及び技能訓練を提供した。政府は、人道支援組織がIDP の居住地にアクセスすることを認めた。治安部隊はIDP の居住地の近くで軍事作戦を実行することがあり、死者や損害発生リスクを高め、移動の自由を制限していた。貧困に苦しむIDP は、人身売買ネットワークの被害を非常に受けやすかった。さらに、政府の無償公教育政策にもかかわらず、非公式の学校の費用や交通費を負担できないために、避難民家族の非常に多くの子どもたちが学校に通うことができなかった。

政府は時にはIDP に自宅に帰還するよう奨励したが、治安又は生活の不安を理由に、帰還に積極ではないIDP が多かった。

難民の保護

庇護へのアクセス：難民認定又は庇護について、包括的な法律の規定はない。司法省の難民及び無国籍者保護ユニット（Refugee and Stateless Persons Protections Unit）RSPPU は、確立された、利用しやすい制度に従い、亡命希望者への難民認定を決定する。かかる制度は基本的な適正手続きが確保されているようだった。

安全な出身国／一時滞在国：政府はUNHCR 及びその他人道支援組織と協力し、外務省とUNHCR 間の覚書に従い、フィリピンを経由する難民の一時滞在の支援を行った。UNHCR は2017 年1 月から8 月の間に15 人の難民の一時滞在を記録した。

雇用：フィリピン政府は難民の労働を認めた。労働雇用省は、認定された難民及び無国籍者が労働許可を取得できるよう命じている。2013 年以来、移民局は、RSPPU の保証に基づき、難民／無国籍者認定を申請中の人々に対して臨時の労働許可を発行している。難民及び無国籍者に対して認められている雇用の種類は一般的に、他の合法的な外国人に認められているものと同じであった。

無国籍者

司法省は、フィリピン国内で出生した人及び、新しく入国した人の無国籍者認定に責任を負っていた。改正された規則に従い、申請者が無国籍者認定を申請した後、申請者及びその被扶養者に対する国外退去又は入国禁止手続きは停止され、申請者は拘禁を解除される場合がある。無国籍

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

者は、帰化することができる。2017 年8 月現在で、無国籍者に対する社会的差別の事例は報告されていなかった。

2017 年3 月までに、UNHCR とフィリピン政府共同の、南ミンダナオにおいて無国籍者となる恐れのあるインドネシア系の人々への調査によって、8,745 人が登録され、そのうち5,208 人は市民権を認められた。フィリピン及びインドネシアの両国政府は共同で、文書で確認できるインドネシア系の移民及び確認できないインドネシア系移民の双方に対して、領事的支援を提供することを再確認した。

2017 年10 月現在で、3 人の無国籍者が難民と認定された。

第3 節 政治的プロセスへの参加の自由

法律は、国民が普遍的且つ平等な参政権に基づき、秘密投票によって行われる自由且つ公正な定期的選挙を通じて政権を選択することができると定めている。大統領選挙を含め、選挙の候補者は、公職選挙に立候補するその法的な権利について、犯罪行為、市民権又はその他の欠格条件を理由に、頻繁に政敵からの異議申立てを受けた。そのような事例は、場合によって、最高裁判所まで争われた。選挙の立候補者は、登録手続きを期限までに完了できない場合、代理人に代わりに行わせることを認められていた。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：フィリピンでは、2016 年5 月に大統領選挙、国会の両院、州知事及び地方行政官の総選挙を実施した。バランガイ（Barangay）又は村レベルでは、選挙は元々2016 年10 月に予定されていたが、2 回にわたって延期及び日程変更が行われ、2017 年末現在で2018 年5 月に予定されていた。国際的観測筋及び国内の観測筋は、2016 年の選挙を概ね自由且つ公正に実施されたと見ていたが、買収による票集めが蔓延しており、世襲的な有力一族が引き続き公職を独占していると報告した。PNP は、選挙関連の暴力事件が28 件発生し、それらによって選挙運動期間及び投票日の間に50 人が死亡したが、それ以前の選挙と比較して治安に関わる事件は全体的に少なかったと報告した。

女性及びマイノリティーの参加：女性及び／又はマイノリティーの政治プロセスへの参加を制限する法律は存在せず、現に参加している。これらの人々の参加には、2010 年の総選挙或いは2013 年の中間選挙と比較しても大幅な変化はなかった。

政治の世界は男性が独占しており、観測筋は、一部の女性政治家は、世襲による政治家一家の男性が任期の関係で職を離れなければならない時の「代理」役を果たしていると指摘した。メディアのコメンテーターたちも、政治家の世襲は政治家一家に繋がりを持たない女性候補者が指名獲得を目指す機会を制限しているという懸念を表していた。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

内閣の閣僚にも上院議員にもイスラム系又は先住民は存在しなかったが、下院には11 人のイスラム系議員がおり、その殆どが、イスラム系住民が多数派である州を代表していた。また、下院には先住民系の議員が1 名存在していた。イスラム系、先住民系及びその他のグループは、全国対象の候補者リストから選ぶ上院の選挙方式が、マニラ地域を拠点とする有名な政治家にとって有利に働いていると主張した。それらのグループは、地域別の上院議員選挙を推しているが、そのためには憲法の改正が必要である。

法律は、下院議席の20%については、社会で周縁化された、議員が不足しているセクターの代議員を確保するために定められた、党名簿システムを用いるよう規定している。

第4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

公務員の汚職は法律で刑事罰の対象と定められているが、政府はこの法律を効果的に実施しておらず、公務員が汚職行為に関与することが時々あるものの、刑事責任は問われていない。汚職に関する報告が複数あった。

汚職：汚職を撲滅するため、憲法では、独立したオンブズマン事務所、上訴裁判所レベルの公務員特別裁判所（サンディガンバヤン）（Sandiganbayan）及び監査委員会（Commission on Audit）の設立を定めている。これら3 つの機関の全てにおいて、リソースは十分ではないが、3 機関は積極的に一般市民社会と協力し、独立して機能し、その限られたリソースを有効に利用しているようだった。

政府は数多くの事件において起訴及び有罪判決を下す努力をしたにもかかわらず、公務員は引き続き汚職行為を行い、比較的処罰を受けずに済んでいた。

2014 年に発覚し、拡大し続けた「ポーク・バレル」スキャンダル（議会で決められた予算を複数の偽NGO に流用）について、引き続き疑惑の捜査が行われた。司法省は、優先開発支援基金（Priority Development Assistance Fund）の不正使用疑惑に対する前政権の調査を見直すことを約束した。2017 年10 月現在で、オンブズマン事務所はサンディガンバヤンで32 人を起訴し、その中には国会議員、NGO 幹部及び民間人が含まれていた。

2017 年8 月現在、オンブズマン事務所は164 件の汚職事件で34 件の有罪判決を勝ち取った。これには、大統領行政規律委員会（Presidential Commission on Good Government）のカミロ・サビオ（Camilo Sabio）元委員長の有罪判決も含まれている。この事件では2 件のリース契約が締結されたが、その契約で政府は1,210 万ペソ（242,000 ドル）を失った。サビオは6 年から10 年の懲役刑を言い渡された。ビリラン島のカイビラン市の元市長、メルチョール・マドラソ（Melchor Maderazo）も、サンディガンバヤン及び州議会からの一連の命令に反して、引き続き給与及び給付金を受け取っていたことについて、有罪判決を受け、懲役8 年を言い渡された。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

刑務所の看守及び一部の刑務所幹部の間で蔓延している汚職の報告や、賄賂を支払わなければ訴訟手続きを遅らせる又は妨害すると脅迫して賄賂を請求したとされる、PNP 職員及び司法職員による賄賂の教唆についての報告が続いた。フィリピン・ジャーナリズム研究センター（Philippine Center for Investigative Journalism）は、2017 年5 月現在で、166 人のPNP 職員が違法薬物に関与しており、解雇される予定であると報告した。

資産公開：「公務員のための行動規範及び倫理基準（Code of Conduct and Ethical Standards for Public Officials and Employees）」は、全ての官僚及び公務員に対し、自ら並びに配偶者及び生計を共にする未婚の子どもの、資産、負債及び純資産の報告書を宣誓した上で届け出ること及び、個人的なビジネス上の利害関係及び金銭的な関係を公開することを求めている。開示を怠った場合は、5 年以下の懲役刑、5,000 ペソ（100 ドル）以下の罰金、又はその両方に処され、また、裁判所の裁量に基づき、公職に就く資格を剥奪される。行政委員会（Civil Service Commission）は、法を実施及び強制し、開示不履行の事例をオンブズマン事務所に送り、訴追を求める。2016 年、両院の任命委員会は24 人の軍当局者について、それらの多くが資産、負債及び純資産の十分な報告書を提出していなかったと指摘したにもかかわらず、任命を確認した。

第5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の数多くの人権擁護団体は、概して政府による制限を受けることなく活動しており、人権問題に関する調査を実行し、結果を公表している。政府関係者は、どちらかと言えば人権擁護団体に協力的で、その意見をある程度受け入れている。地元の人権活動家は引き続き、時折ハラスメントに遭っていたが、その多くは調査対象の事件が発生した地域の治安部隊や地元の公務員からのものだった。

国連又はその他国際機関：国連特別報告者／ワーキング・グループからの数多くの訪問の要請は保留されたままだった。ドゥテルテ大統領は頻繁に、麻薬撲滅運動及びそれにおける人権侵害に批判的な国連及びその他の国際人権団体による意見を批判し、拒絶した。超法規的、即決又は恣意的な処刑に関する国連特別報告者のアグネス・カラムード（Agnes Callamard）は、麻薬撲滅運動における警察による超法規的殺害の疑惑を調査するため訪問を認めるよう要請したが、ドゥテルテ大統領は、そのような訪問にはカラムードによる宣誓証言とドゥテルテ大統領との公開討論が含まれると主張した。カラムードは、国家訪問に関する国連行動規範の違反として拒絶した。

2017 年5 月、カラムードはフィリピンを訪問したが、ただしこれは国連の特別報告者としてではなく、あるNGO の招待による、麻薬政策に関するフォーラムでスピーチを行うためだった。

政府の人権団体：CHR の憲法上の義務は、人権を保護及び促進すること、NGO によって報告されるものを含め、全ての人権侵害について調査すること、また、国際的な人権条約上の義務の政府による遵守を監視することである。フィリピン国内にある42,000 の村のうち約4 分の3 には、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

CHR の地域事務所と協調して活動する人権アクション・センターが存在していた。それにもかかわらず、CHR は、その地域事務所や下部事務所に提起された全ての事例について調査及びフォローアップを行うための十分な資金及びスタッフを割り当てられていなかった。ドゥテルテ大統領及び政府内の大統領側近は、CHR に対して非常に批判的であり、その議長を含めCHR の職員を公に非難した。施政方針演説の後、ドゥテルテ大統領はCHR を廃止すると威嚇した。ただし、これを行うためには憲法の改正が必要である。2017 年8 月、下院はCHR の予算を6 億5 千万ペソ (1,300 万ドル) から、1,000 ペソ (20 ドル) に削減した。しかし、上院は、CHR の予算を6 億5 千万ペソに設定した。この差額については、両院の会議において交渉されなければならない。

オンブズマン事務所は独立の機関であり、公務員に関する苦情に対応する。オンブズマン事務所は行政決定を行い、また、訴追を求める権限を有している。多くの人権NGO の見解では、この事務所による個別対応は改善しているが、行政上及び組織としての弱さはそのままだった。

大統領人権委員会 (Presidential Human Rights Committee) は、人権問題に関する複数の行政機関の調整を行う機関である。委員会の責任には、国連の普遍的・定期的レビュー (UN Universal Periodic Review) (UPR) に対する政府の報告書を提出することが含まれる。多くのNGO は、大統領人権委員会を独立した機関として見ていたが、人権政策に影響を与えるその能力は限られていると考えた。

地域人権委員会 (Regional Human Rights Commission) は、イスラム教徒ミンダナオ自治地域 (バンサモロ) (Autonomous Region of Muslim Mindanao) (Bangsamoro) における人権侵害の疑惑を監視する任務を負った、憲法で義務付けられた機関である。2014 年に設立されたものの、この委員会の有効性は引き続き不明確であった。

第6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティックバイオレンス：強姦 (rape) は、配偶者間の強姦を含め違法であり、有罪判決を受けた場合は懲役12 年から40 年に処せられ、赦免や仮釈放は懲役30 年を務めた後にしか認められない。有罪判決を受けた者はまた、生涯、公職に就くことを禁じられる。強制的性的暴行 (forcible sexual assault) についての刑罰は、懲役6 年から12 年と幅があるが、有罪判決を得ることが困難なため、依然として、有効な法執行における課題となっている。社会福祉・開発省 (Department of Social Welfare and Development) は、強姦被害者である女性にシェルター、カウンセリング及び医療サービスを提供した。警察又は保護拘置における女性に対する強姦及び性的虐待の報告は続いていた。

女性に対するドメスティックバイオレンスは、依然として深刻且つ蔓延する問題だった。法律は、女性及び子どもに対する、配偶者、パートナー又は親による身体的、性的及び心理的な暴力

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

又は虐待を犯罪として禁じている。刑罰は犯罪の深刻度によるが、懲役刑又は罰金刑が含まれる。2017 年1 月から6 月の間で、社会福祉省は、「特に困難な状況にある女性」と分類される女性199,218 人を支援した。これらのうち大半のケースが、身体的、精神的及び性的な虐待に関わるものであり、この数字には、人身売買の被害者である1,434 人の女性が含まれていた。同省はまた、障害を持つ多くの女性や、他の虐待の被害者となった女性を支援した。そのような虐待には、感情的虐待や経済的虐待が含まれていた。2017 年6 月現在で、PNP は女性及び子どもに対するドメスティックバイオレンス15,742 件を報告した。PNP によって提起された事件の訴追、有罪判決及び処罰に関する統計は入手できなかった。PNP 警察広報活動課 (PNP-Directorate for Police Community Relations) は2017 年3 月及び7 月に、「Men Opposed to Violence Against Women Everywhere (いかなる場合も女性への暴力に反対する男性たち)」と題する指導セミナーを開催し、様々な警察内のユニットから100 名の参加者を集めた。

NGO は、より小規模な地域では、虐待の加害者が地元当局との個人的な関係を用いて訴追を逃れている場合があると指摘した。

PNP 及び社会福祉省はいずれも、女性に対する暴力の被害者を支援し、通報を奨励するためのヘルプ・デスクを設けている。NGO やCHR, 及びフィリピン女性委員会 (Philippine Commission on Women) の支援を受けて、法執行機関の職員たちは引き続き、性犯罪及びドメスティックバイオレンスの被害者を扱うための、ジェンダーに配慮すべき問題に関する訓練を受けた。PNP は虐待事件を扱うための、女性及び子ども専門ユニットを全国に設け、1,918 のデスクを配備した。

PNP は、人身売買の事件を処理する責任が拡大したため、この女性及び児童保護デスク (Women and Children Protection Desks) に配備される人員数を拡大した。全国で4,576 人の職員がこのデスクに配備され、その98%が女性だった。

セクシャルハラスメント：法律は、セクシャルハラスメントを禁じており、違反した場合は1 ヶ月以上6 ヶ月以下の懲役刑、及び／又は10,000 ペソ (200 ドル) 以上20,000 ペソ (400 ドル) 以下の罰金刑に処せられる。しかし、セクシャルハラスメントは引き続き職場を含めて蔓延しており、通報されることが少なかった。その理由は、被害者が職を失うことを恐れたことだった。

人口抑制の強要：妊娠中絶の強要、強制避妊手術、又はその他の強制的な人口抑制方法に関する報告はなかった。妊娠婦死亡率及び避妊普及率に関する推計は、

www.who.int/reproductivehealth/publications/monitoring/maternal-mortality-2015/en/を参照のこと。

差別：法律では、女性が男性に与えられる権利及び保護の殆どを得られると定められているが、それが常に実施されるわけではなく、また、法律は女性に対する差別の撲滅を目指している。法律は、男性と同じ財産権を女性に付与している。しかし、イスラム及び先住民コミュニティでは、財産所有権に関する法律及び伝統によって、男性は女性よりも多くの財産権を付与されている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2017 年3 月、CHR は、2016 年の、その時点で就任前の大統領候補だったドゥテルテの言動が法律違反であるとした決定に関連して、ドゥテルテ大統領によって提起された再審申立てを却下した。CHR は、あるオーストラリア人の強姦及び殺害に関する大統領選挙運動中のドゥテルテの冗談が、女性に対する暴力に相当するとして、法律違反であると判断した。法律に従い、CHR は、行政委員会及び内務自治省に対して、適切な制裁措置を取るよう求めた。

雇用においてジェンダーに基づく差別禁止を義務付ける法律はないが、法律は、性差に基づいた雇用における差別を禁じている。それにもかかわらず、女性は依然として、雇用及び職務において差別に遭っていた（第7 節d を参照）。

法律には、離婚に関する規定はない。法的な婚姻無効の判決及び別居は可能であり、裁判所は一般に、当事者の一方が外国人の場合は外国での離婚を認める。ただし、そのような選択肢は費用がかかり、複雑で、貧しい者にとっては利用しにくい。憲法に基づいた婚姻無効の請求に異議を唱えるためには、法務次官室（Office of the Solicitor General）を通さなければならない。非公式な別居は一般的に行われているが、法的及び金銭的な問題が伴う可能性はある。イスラム教徒はイスラム教の家族法に基づき離婚する権利を有する。

子ども

出生登録：片方の親が市民権を有する場合、その子どもには出生と同時に市民権が付与され、一定の状況下において、両親が外国人でも子どもがフィリピン国内で出生した場合は、その子どもは市民権を得る。政府は出生登録を奨励しており、当局は、医療機関で出生した子どもを即時に登録していた。医療機関外で生まれた場合、登録されたとしても、速やかに登録される可能性は低くなる。NGO はかつて、250 万人以上の子どもが未登録であると見積もったが、その多くがイスラム教徒及び先住民群だった。社会福祉省は引き続き、出生登録の向上を目指して地方自治体政府と密接に協力した。フィリピン統計機構（Philippines Statistics Authority）は、農村地域に対応するために移動出生登録ユニットを運営した。

教育：幼稚園、初等教育及び中等教育は無償であり、18 歳まで義務教育であるが、教育の質は低いことが多く、特に農村地域では、インフラストラクチャーが不十分なために通学が非常に困難なことから、教育を受けることが難しい場合が多かった。

児童虐待：児童虐待は引き続き問題だった。2017 年1 月から6 月の間、社会福祉庁の事業所は、2,396 件の児童虐待の被害者を扱い、その69%が女児だった。いくつかの都市においては、虐待を受けた女性及び子どものための危機管理センターが運営されていた。

早期結婚及び強制結婚：法定最低結婚年齢は男女ともに18 歳である。21 歳未満の場合は男女ともに親の同意を要する。イスラム教の人に関する法では、イスラム教徒の男子は15 歳で結婚でき、女子は思春期を迎えると結婚することができる。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。 また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

児童の性的搾取：法律は、営利目的での児童の性的搾取及び児童ポルノを禁じており、営利的な性行為を児童から購入することは人身売買の罪であると定義する。当局は、この法律を強制する努力を行った。合意に基づく性行為の最低年齢は12 歳である。法定強姦を禁止する法律は、12 歳未満の児童との性行為及び、腕力、脅迫又は威圧が関与する18 歳未満の子どもとの性行為を犯罪とする。子どもに対する強姦の最高刑は懲役40 年で、且つ、公職に就くことを生涯禁じられる。児童ポルノの制作、所持及び配布は違法であり、その刑罰は犯罪の重大性に応じて、懲役1 ヶ月から終身刑に加え、罰金5 万ペソから500 万ペソ（1,000 ドルから10 万ドル）である。

これらの刑罰があるにもかかわらず、法執行機関及びNGO は、犯罪者や家族が依然として違法に未成年者をポルノ制作やサイバーセックス行為に利用していると報告した。フィリピンは、インターネットを通したオンライン児童ポルノの世界的な供給元である。

児童買春は依然として深刻な問題であり、フィリピンは、国内及び外国からの顧客による児童セックス・ツーリズムの目的地である。政府は引き続き、告発された小児性愛者を訴追し、外国人である場合は国外退去させた。さらに、年少のフィリピン人少女、少年及び兄弟姉妹グループが、お金を支払う外国人に対して、インターネットを用いたライブ放送で性行為を行って見せる事象が続いていた。国家捜査局及びPNP は労働省と密接に協力し、児童買春が疑われる施設を取り締まり、閉鎖させた。

児童難民：最新のユニセフのデータによると、2012 年以降、約25 万人の路上で暮らす子どもたち（ストリート・チルドレン）が存在した。2017 年1 月から6 月の間に、社会福祉省は、全国で1,018 人のストリート・チルドレンに、住居及びコミュニティを基盤としたサービスを提供し、そのうち528 人が居住施設で世話され、また、490 人が「路上で暮らす子ども、家族及び先住民族のための包括プログラム（Comprehensive Program for Street Children, Street Families, and Indigenous Peoples）」に基づきサービスを受けた。このプログラムには、活動センター、教育及び生活支援、またコミュニティ・サービス・プログラムなどが含まれていた。

少年法に基づき、15 歳以下の子どもが罪を犯した場合、刑法に基づき責任を問われることはない。警察署には青少年担当の警察官が配備され、当局が未成年者の容疑者を適切に取り扱うことを確認するが、場合によって、手続き上の予防策が無視され、施設は子どもに優しいものではなかった。

法律は、社会福祉省がこれらの子どもたちにシェルターを提供し、適切に扱い、更生サービスを提供することを義務付けている。2017 年6 月現在で、同省は、全国16 ヶ所の更生施設において、法に触れた（すなわち、その容疑がある、告発された、又は罪を犯したと判決を受けた）1,862 人の子どもを支援した。さらに、いくつかの地方自治体政府が青少年センターを設立及び管理しており、そのようなセンターではこれらの子どもたち及びその他危険にさらされている青少年に保護、ケア、訓練及び更生サービスを提供した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

PNP の「女性及び子どもの保護センター (Women and Children's Protection Center)」は2016 年後半、約38,000 人の未成年者が麻薬撲滅運動に呼応して自首してきたと報告した。これらの自首してきた者たちの法的地位は曖昧なままであり、これらの未成年者が法律の要求の通りに扱われたかどうかは明確ではなかった。

国際的な子の奪取：フィリピンは、1980 年のハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国である。以下のURL で公開されている国務省の「親による子供の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on Parental Child Abduction)」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

ユダヤ系の人々は、主に外国籍であるが、フィリピン国内に500 人から5,000 人居住しているの見積もられる。反ユダヤ的な行為に関する報告はなかった。

人身売買

以下のURL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法は、身体障害者、知覚障害者、知的障害者、及び精神障害者に対する差別を禁じているが、政府は、これらの規定を有効に強制しなかった。障害者憲章 (Magna Carta for Disabled Persons) などの法律は、身体障害者及び精神障害者の双方に、全ての公共の建物及び施設に対する平等なアクセスを確保するよう定めているが、多くの障壁が残っている。

全国障害者問題協議会 (National Council for Disability Affairs) は、障害者の社会復帰、自己開発及び自立、並びに障害者を社会の本流へ統合することに向けた政策を作成し、政府機関の活動の調整を行った。

障害者は引き続き、就職活動において差別及びその他の困難に直面していた（第7 節d を参照）。

2017 年1 月から6 月の間、社会福祉省は、全国に展開される介助付き生活センター及びコミュニティを基盤とした職業センターにおいて、517 人の障害者にサービスを提供したが、この数は、前年に報告されたものよりも大幅に少なかった。

障害者の擁護者は、平等なアクセスを定める法律について、施行規則の脆弱性、不十分な資金、また政府の統合プログラムの焦点が不適切であることなどから、効果がないと主張した。公共の

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

建物の大多数が依然として身体障害者にとってアクセス不能なままだった。多くの学校には建築上の障壁があり、障害者の生徒が出席することが困難だった。

障害のある子どもたちの一部は、普通学級又は統合教育環境で学校に通っていた。教育省の 448 ヲ所の特別教育センターはアクセス不能であり、政府は障害者の子どもを持つ親に対して子どもたちの教育上の権利を通知する明確な制度を定めておらず、教育における差別を通報するためのきちんと定められた手順を設けていなかった。

障害者のための交通の便を改善する政府の努力は限定的だった。

憲法は、身体障害者の投票権を定めている。選挙管理委員会は、精神障害者の投票能力について登録手続きの間に判断し、市民は投票権の排除及び付与について裁判所で上訴することができる。連邦法は、選挙委員会に障害者及び高齢者専用のアクセスしやすい投票センターを設立する権限を付与している。

先住民族

先住民族を差別する特定の法律はないが、多くの先住民族の居住地域が地理的に遠隔地であることや、文化的な偏見によって、先住民族の社会への完全な統合が妨げられていた。先住民の子どもは、医療、教育及びその他基本的なサービスを十分に受けられないことが多かった。当局者は、政策決定機関及び地方立法議会において先住民族が代表されることを規定する長年の法的要件を、フィリピンの政府ユニットのうち約80%が遵守していると示した。

部族メンバーを職員として配置している政府機関である国家先住民族委員会（National Commission on Indigenous Peoples）は、先住民族を保護するための憲法上の規定を実施する責任を負っていた。同委員会は、共有権に基づいた「先祖伝来領有地（ancestral domain lands）」を特定する証明書を発行し、それによって部族の指導者が土地を売却することを阻止する権限を有している。さらに同委員会は、「先祖伝来海域」という申立てを詳しく調査する。というのも、慣習的に西ミンダナオに暮らすサマ-バジャウ族（Sama-Bajau）のような一部の先住民族は、伝統的に移住性漁業を営んできたからである。「先祖伝来海域」の申立ての承認は限定的であり、伝統的な漁場へのアクセスを失うことによって、多くのサマ-バジャウ族が移転した。

武装集団は頻繁に先住民族から構成員を採用した。先住民族の土地もしばしば、資源抽出或いは部族間抗争に関連して、武力衝突の現場となり、その結果、避難民が発生することがあった。

伝えられるところによると、AFP と繋がりががあると疑われる先住民族ルマド（Lumad）族の武装集団が、NPA と繋がりががあると疑われた学校を閉鎖又は占拠し、それによって、先住民族の子どもたちの教育へのアクセスが妨げられた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別、及びその他の虐待

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

フィリピン国法は、合意に基づく同性間の性行為を犯罪と定めていないが、性的志向及び性同一性に基ついた差別を禁じる規定もない。24 の市及び町（municipality）には、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダー（ただしインターセックスを除く）の権利を保護する、ある種の差別禁止命令がある。

当局者は、トランスジェンダーの人が旅券申請において自らのジェンダーを自己申告することを禁じている。当局は、個人の旅券に出生証明書で報告された通りの出生時に割り当てられた性別を印刷し、そのためトランスジェンダーの人が飛行機から降りるよう強制された例などを含め、旅行をする際に困難に直面していた。

複数のNGO が、雇用（第7 節d を参照）、教育、医療、住居及び社会福祉などの場面を含め、LGBTI の人々に対する差別及び虐待の事例を報告した。

NGO のヒューマン・ライツ・ウォッチは、LGBTI の生徒は依然として、身体的、言葉による、性的、及びインターネット上など、学校で様々な形態のいじめを受けていると報告した。

HIV 及びAIDS の社会的汚名

法律は、基本的医療及び社会福祉へのアクセスにおけるものを含め、HIV 陽性／AIDS 患者の人々に対する差別を禁じている。しかし、政府による医療、住居、雇用及び保険サービスの提供において、HIV 陽性／AIDS 患者に対する差別が行われた事例の証拠があった（第7 節d を参照）。

2017 年8 月、保健省（Health Department）の研究施設である熱帯医学研究所（Research Institute for Tropical Medicine）は、HIV の蔓延を国家非常事態と宣言し、同省はこの蔓延を医療政策上の優先事項と宣言した。

その他の社会的暴力又は差別

人権団体「子どもの法的権利・発展センター（Children's Legal Rights and Development Center）」は、2017 年1 月、麻薬撲滅運動の一環として警察の活動又は自警団スタイルの殺害のいずれかで、31 人の未成年者が殺害されたと報告した。

第7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律は、軍隊の隊員、警察官、短期契約の従業員及び一部の外国人労働者を除いて、労働者が独立した組合を結成し、これに加入し、団体交渉を行い、ストライキを実行する権利を定めており、反組合的な差別を禁じている。ただし、法律はこれらの権利にいくつかの制約を課していた。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。 また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

法律及び規制は、民間部門及び政府が所有又は支配する企業の双方において、組合を結成し団体交渉を行う権利を認めている。法律は、外国籍の労働者又は出稼ぎ労働者による組合結成を禁じている。ただし、労働者の出身国との間で、フィリピンからの出稼ぎ労働者が相手国において組合を結成することを認めると明記された互恵協約がある場合はその限りではない。法律はまた、組合が活動しようとする場合、交渉単位の従業員の20%の参加を要求する。国際労働機関（ILO）は、この要件を過剰であると判断し、政府に加入者比率の最低要件を引き下げるよう求めた。公共部門での団体交渉の範囲は、管理側と公務員の間で交渉可能な雇用条件のリストに限定される。これらは、医療及び退職手当を含め、資金の割り当てが必要な項目及び、任命、昇進、報酬及び懲戒処分を含め、経営権の行使に関与する項目は交渉不能である。

民間部門でのストライキは合法である。組合は、ストライキの事前通告を付与すること、強制的な冷却期間を尊重すること、及びストライキを呼びかける前に会員の過半数からの承認を得ることが求められる。雇用労働省の労使関係局（Labor Department's Bureau of Labor Relations）は、2017 年1 月から6 月の間に、140 件のストライキ／ロックアウト及び予防的調停事件の通告があったと報告した。そのうち57 件が解決され、55 件が届出人によって取り下げられた。

法律は、労働及び雇用に影響を与える全ての問題について、1 ヶ月間の強制的な調停を経なければならないと規定する。紛争の当事者は、ストライキの通告を付与する前に調停での解決を試みなければならない。これが不首尾に終わった場合、組合は、ストライキの通告を発行することができる。当事者は、いかなる紛争も調停に持ち込むことができるが、ストライキ又はロックアウトは、不当労働行為、団体交渉法の重大な違反、又は団体交渉の膠着状態に関連するものでなければならない。違法なストライキへの参加については、法律で最高で懲役3 年の刑罰に処すると定められており、この法規定についてILO は政府に対して、改正するよう求めている。

法律は、故意に違法なストライキに参加した組合幹部を雇用主が解雇することを認めている。違法なストライキを行った組合幹部は、最高で懲役3 年に処せられるが、これまでにこれに該当する有罪判決はなかった。

法律は、政府の職員がストライキに参加することを禁じ、違反した場合は即時解雇されると定めている。政府職員は行政委員会に対して苦情を申し立てることができ、行政委員会は、行政事件を取り扱い、紛争の仲裁を行う。政府職員はまた、勤務時間外に、職場の敷地内で集会を開き、不満を表明することができる。

労働雇用大臣及び場合に応じて大統領は、ストライキの影響を受けている会社が国益にとって不可欠であると判断した場合、管轄権を引き受け、解決を命じることによって労働紛争に介入することができる。「不可欠な」部門には、病院、電力業界、水道事業（ボトル入り飲料水業者を除く）、航空管制、及びその他で国家三者産業平和評議会（National Tripartite Industrial Peace Council）（NTIPC）によって推奨される活動及び業界が含まれる。労働者の権利の擁護者は、引き続き、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。 また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

国際的な基準よりも幅広い「不可欠なサービス」の定義を維持しているとしてフィリピン政府を批判した。

法律では、特に採用における、反組合的な差別は不当労働行為に相当し、刑事的な処罰又は民事での制裁の対象となる（ただし通常は刑事罰よりも民事での制裁が好まれる）と定められている。

政府は概ね結社の自由及び団体交渉の自由を尊重し、これらの権利の保護を定める法律を執行した。労働省は一般に、結社及び団体交渉の自由に関する法律の執行権限を有する。中央労使関係委員会（National Labor Relations Commission）（NLRC）の労働仲裁人も、雇用主に従業員の復職を要求し、NLRC に遵守を報告するよう求める復職命令又は強制執行令状を発行することができ、この命令／令状は直ちに発効する。組合活動に関連する威嚇及び差別が行われたという疑惑が発生した場合、そのような行為は不当労働行為に相当する可能性があるため、準司法機関であるNLRC による審査が行われる根拠となる。予備調査によって、解雇が重大な労働紛争又は大量の一時解雇につながる場合があると明らかに判断される場合、労働大臣は解雇を停止し、その件が解決されるまで現状維持を命じることができる。

結社又は団体交渉の自由を定める法律の違反については、法律に基づき、3 ヶ月以上又は3 年以下の懲役に、1,000 ペソ（20 ドル）以上10,000 ペソ（200 ドル）以下の罰金を伴う刑に処せられる。このような刑罰は一般に犯罪の防止には不十分だった。

行政及び司法手続きは、長期間にわたる遅延と上訴が繰り返されていた。紛争がNLRC に到達する前に、労働省は、委員会を通して調停サービスを提供し、これによって殆どの不当労働行為の紛争を解決している。労働省は、中央斡旋調停委員会（National Conciliation and Mediation Board）を通して、企業内の労働組合との労使協議会の機能を向上させるよう努力している。

NTIPC は、労働及び雇用に関する主要な諮問及び助言機構の役割を果たす。同評議会は主として、労働及び雇用政策の策定及び実施において、労働組合、雇用主及び政府間の助言及び相談の場として機能する。また、ILO 条約の勧告及び批准を監視する中心機関の役割も果たす。労働省は、NTIPC を通して、労働組合の指導者や組合活動家に向けられた暴力及びハラスメントの疑惑に関して、ILO に提起された事案の調査、訴追及び解決を調整することに責任を負う。

労働者は、その結社の自由及び団体交渉の自由の権利を行使するにあたり、複数の困難に直面した。組合は引き続き、経済特区（SEZ）を支配する地方の政治的指導者及び当局者が、組合禁止政策又はストライキ禁止政策を維持することにより、組合結成活動を明らかに妨害しようとしたと主張した。また、複数の組合が主張するところによると、政府は工業地域又はSEZ の近くに治安部隊を配置し、組合結成を目指す労働者を威嚇し、また、SEZ 内にある企業が根拠のない訴訟を用いて組合の指導者にハラスメントを行っているとのことである。地元のSEZ の区長は、議会が意図した経済特区の特権の一環として、区長独自の検査を実行する独占的な権限を有していると

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

主張した。雇用主は、SEZ の特別労働センターを通して雇用を管理した。これらの理由から、また、厳重に守られたSEZ への組合結成者のアクセスが制限されていることや、経済特区の企業が有期、一時、臨時又は季節的な雇用契約を採用する傾向が強いことを一部の理由として、SEZ において組合は殆ど結成できていなかった。

2017 年中、労働問題関連の暴力についての報告はなかった。2016 年においては、1 名の組合の指導者及び、1 名の組合組織者が、個別の事件で殺害された。いずれの事件においても、被害者の立場が暴力の動機となったと疑われた。

一部の雇用主は、組合の結成を最小限に抑え、「通常の」労働者に付与されるその他の権利を回避するために、短期契約或いは外国籍の労働者など、法的に組合結成の権利のない労働者を雇用することを選択すると伝えられた。NGO の「労働組合及び人権センター (Center for Trade Union and Human Rights)」は、この慣行によって、団体交渉協定の適用を受ける組合や労働者の数が減少していると主張した。雇用主はまた、頻繁に、以前の契約の期間が終了した直後に同じ労働者を再雇用することによって、契約労働に関する規定を悪用した。労働省は、雇用主が交渉を拒否したと主張する労働者からの複数の事案があったことを報告した。

b 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁じている。強制労働についての法律上の罰則は、十分に厳しいとは言えなかった。

組合は、インフォーマル経済における労働慣行を検査する能力が政府に欠如していることを一因として、依然として法の遵守が不十分であると報告した。政府は、特に地方において、強制労働を防止する努力における意識啓発活動を続けた。2016 年、労働省は商業的漁船向けの、新規採用者のためのオリエンテーション・プログラムを開始した。これらの人々は、労働者の中でも強制労働状態に最も遭いやすい人々である。

成人及び子どもによる強制労働の報告は、主に漁業で、またその他で海運業、小規模工場、金鉱、家事奉公、農業及びその他のインフォーマル部門の領域において、続いていた（第7 節c を参照）。悪徳な雇用主は、地方コミュニティや都市部の貧困地域出身の女性を、家庭内奴隷、強制的な物乞い、及び小規模工場での強制労働に就かせた。悪徳雇用主はまた、男性も、サトウキビ農場を含めた農業や、漁業及びその他の海運業において、強制労働及び債務奴隷労働に就かせた。

暴力的な麻薬撲滅運動において、警察及び地方自治体政府に自主的に投降した一部の人々が、起訴、裁判又は法に基づく有罪判決を経ることなく、強制労働に相当する肉体労働、訓練又はその他活動を強制されたという複数の報告があった。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

以下のURL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び最低雇用年齢

法律は、15 歳未満の子どもの雇用を禁じている。ただし、親又は保護者の直接且つ単独の責任下にある場合はその限りではなく、その場合、そのような子どもたちの労働時間を1 日当たり4 時間、1 週間当たり20 時間までと定めている。15 歳から17 歳までの子どもの労働時間は、1 日当たり8 時間、1 週間当たり40 時間までに制限される。法律は、18 歳未満の未成年を、危険な労働に雇用することを禁じる。家庭内労働者の最低年齢は法律で15 歳と定められている。

政府は、児童労働を防止、監視及びこれに対応することを目指したプログラムを支援したが、リソースは依然として不十分だった。政府は、製造業などのフォーマル部門における法律違反については罰金を科し、訴追を行う。児童労働禁止法の違反についての罰金は、違反を防止するためには不十分だった。2017 年1 月から8 月の間、労働省は、その「Sagip Batang Manggagawa (児童労働者を救え)」プログラムを通して、6 つの作戦を実施し、危険で搾取的な労働状態から13 人の未成年者を解放した。8 月現在、同省は、児童労働禁止法違反により、1 つの施設を閉鎖した。

政府は、国内のNGO 及び国際機関と協調し、引き続き、子どものためのより安全な選択肢を開拓し、子どもを学校に戻し、家族に児童労働に代わる実行可能な経済手段を提案するためのプログラムを実施した。労働省は、「H.E.L.P.M.E.収束プログラム（健康、教育、生活並びに防止、保護及び訴追、監視及び評価）」（H.E.L.P.M.E. (Health, Education, Livelihood, and Prevention, Protection, and Prosecution, Monitoring and Evaluation) Convergence Program）に基づき、最悪の形態の児童労働を削減すること及び、危険な労働から子どもを解放することを目指した適切な介入を行うための努力を続けた。

これらの努力にもかかわらず、児童労働は依然として頻繁に見られる問題だった。労働省に報告される事案は、サービス業及び農業部門、特に漁業、パーム油及びサトウキビ産業に集中していた。殆どの児童労働はインフォーマル経済で、しばしば家庭環境において発生した。これらの部門及び金鉱採掘、製造（花火製造を含む）、家事奉公、麻薬取引及びゴミ漁りなどの活動における児童労働者は、危険な労働環境にさらされていた。

NGO 及び政府当局者は引き続き、家事労働や性的搾取のために家族が子どもを雇用主に売り渡す事案を報告した。入手可能な最新のデータである、国家統計局 (National Statistics Office) とILO 共同の2011 年の「子供に関する調査 (Survey on Children)」の結果によると、フィリピン国内の5 歳から17 歳の子どもも2,900 万人のうち、約550 万人が働いており、300 万人が危険な仕事に就いていた。この調査では、また、児童労働の発生率が最も高い (60%) のは農業部門であるということが判明した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

児童兵士もまた、引き続き問題だった（第1 節g を参照）。

以下のURL で公開されている米国国務省の「最悪の形態の児童労働に関する所見（*Findings on the Worst Forms of Child Labor*）」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用又は職業に関する差別

法律は、雇用及び職業等に関する、性別、人種、宗教、障害、HIV 陽性、結核、B 型肝炎、又は配偶者の有無に基づく差別を禁じている。しかし、肌の色、政治的意見、出生国若しくは国籍、言語、性的指向、性同一性、年齢、その他の伝染病に関する状態又は社会的出身に関する雇用差別を禁じていない。町又は市レベルでLGBT（ただしインターセックスを除く）に対する雇用差別を禁じる、一部の地方の差別禁止命令は存在するが、国家レベルの法律ではそのような差別を禁じるものはなかった。

法律は、殆どの政府機関及び政府所有の会社に対して、その職の1%を障害者のために留保することを要求している。社会開発に携わる政府機関は5%を留保しなければならない。法律は政府に対して、例えば特別な施設を提供するワークショップにおいて、障害者に「保護雇用（sheltered employment）」を提供するよう求めている。労働省の地方雇用局（Bureau of Local Employment）は、障害者の技能及び能力が示された障害者の登録簿を維持し、そのような人々のための協同組合や自営プロジェクトの設立を推進した。

障害者は、採用及び雇用において差別を経験した。労働省は、雇用可能な障害者のわずか10%しか、職を見つけることができないと見積もった。

法律がどの程度有効に執行されているかを試すような告発は殆ど提起されなかった。政府は、障害に基づいた雇用差別を有効に監視せず、これを禁じる法律を有効に執行しなかった。障害者問題国家委員会（National Council for Disability Affairs）及び労働省は、障害者の雇用に関する規制を有効に監視しなかった。違反を防止するための罰則の有効性は評価されなかった。

政府が障害者の就職を支援する手段は限られており、訴訟を提起するためには費用がかかり、行政上の有効な救済手段が欠けていることから、潜在的な雇用主が障害者の権利を侵害した場合でも、障害者が法的手段に訴える機会は限られていた。2016 年、あるHIV 陽性の労働者が、HIV 陽性の診断を理由に解雇されたとして、雇用主を訴えて勝訴した。裁判所は、その人を職場復帰させること及び、損害賠償及び未払い賃金として60 万ペソ（12,000 ドル）を支払うよう雇用主に命じた。

LGBTI の人々に関して雇用及び職業における差別が発生した。数多くのLGBTI 支援団体が、LGBTI の人々の雇用形態に影響を与える差別的慣行の事例報告を提出した。差別事例には、職場

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

におけるLGBTI の人々に不利な規則や方針、規制の強制などがあった。例えば、トランスジェンダーの女性は、採用担当の職員から、髪を短く切り、男性用の衣類を着用し、典型的に男性らしい言動で男性として振舞う場合に限り採用すると告げられた。2017 年8 月、地方の報道機関が、あるLGBTI の人に対する職場での差別を報じた。その人の新しい雇用主は、地元の人気ファーストフードチェーン店であったが、会社のローマ・カトリック教の信条を理由としてその会社ではLGBTI の社員或いはそのような文化を受け入れる用意がないと述べた。

女性は、採用及び職場の双方で差別に遭った。複数の労働組合が、女性従業員が妊娠した場合に罰則措置を受けたと主張した。

女性は職場で差別を受けていたが、引き続き、職場の全てのレベルの地位に就いていた

女性及び男性ともに、年齢に基づく制度的な差別を受けていたが、その最も注目すべきものは、採用慣行だった。

e 受入れ可能な労働条件

2017 年7 月現在で、国家賃金生産性委員会（National Wage and Productivity Commission）の地域三者賃金委員会は、農業及び非農業労働者の1 日当たりの最低賃金を引き上げなかった。最低賃金は、マニラ地域の非農業労働者の1 日当たり491 ペソ（9.82 ドル）から、イロコス地域の農業労働者の1 日当たり243 ペソ（4.86 ドル）と、開きがあった。賃金委員会が一部の新規設立された会社及びその他の雇用主を、事業規模、業界の部門、輸出結合度、財政難及び株式資本レベルなどの要素を理由にルール適用除外としたため、法律は、多くの労働者を適用対象としていなかった。

家庭内労働者は、別個の賃金及び手当制度で働いた。かかる制度は、最低賃金の要件及び支払いを社会福祉プログラムに組み込むように定めており、1 週間当たり1 日の休日を義務付けている。

入手可能な最新のデータである2010 年の調査では、190 万人が家庭内労働者として雇用されており、85%近くが女性と子どもであり、最も年少の子どもは15 歳の少女だと報告された。

政府によると、そのようなデータが入手可能な最新の年である2015 年において、5 人家族の場合に貧困を回避するためには平均で1 ヶ月当たり8,022 ペソ（160 ドル）の収入が必要であった。

賃金率の引き上げ又は調整を法で定める通りに遵守しない場合の罰則は、25,000 ペソ（500 ドル）以下の罰金、1 年以上2 年以下の懲役又はその両方である。罰金に加えて、政府は行政手続き及び道徳的勧告を利用して、雇用主が違反を自主的に是正するよう奨励した。

法律によって、標準的な週間労働時間は、殆どのカテゴリーの工場労働者で48 時間、政府職員で40 時間であり、1 日当たり8 時間を上限とする。法律により、週1 日の休日取得が義務付けられている。政府は、時間外労働の賃金を、平日の場合は時間給の125%、特別休日で130%、通常の

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

休日で200%と定めている。雇用主が要求する時間外労働の時間数については法定の上限は定められていない。

法律は、包括的な労働安全衛生基準を定めている。小規模な採掘業についての規制は、一定の有害な採掘活動を禁じており、これには、水銀の使用、水中採掘或いはコンプレッサー採掘が含まれる。法律は、雇用を失うことなく健康又は安全を危険にさらす状況から自らを解放する労働者の権利を定めている。殆どの労働法は外国人労働者にも適用されるが、外国人労働者は労働許可を取得しなければならない、一定の職業には就くことができない。

労働省の労働条件局（Bureau of Working Conditions）（BWC）は、フォーマル部門の労働者、非伝統的産業の労働者、及びインフォーマル労働者を含め、全ての部門における労働法の遵守を監視及び検査し、SEZ 及びSEZ に所在する企業を検査する。コア労働基準、労働安全基準及び最低賃金の遵守を検査することなど、法の監視及び執行に携わる労働法コンプライアンス担当の職員数は、やや増加した。しかし、コンプライアンス担当職員の数、4,200 万人の労働者から成る労働人口全体のコンプライアンスを強制するには不十分だった。労働省は職員数の拡大を優先事項としたが、検査資金が十分ではないため、特にインフォーマル部門や中小企業における、労働法違反を有効に調査する能力が妨げられていると認めた。

労働省は引き続き、民間部門向けの「労働法コンプライアンス・システム（Labor Laws Compliance System）」を実施した。システムには、合同アセスメント、コンプライアンス訪問、及び労働安全衛生基準調査が含まれていた。労働省の検査官は、雇用主及び労働者の代表者と合同でアセスメントを実施した。検査官は、コンプライアンス訪問及び労働安全衛生基準調査も実行した。また、労働省及びILO は、引き続き、モバイル技術を用いて現場からリアルタイムでデータを収集及び送信するための情報管理システムを導入した。労働検査官と労働者及び雇用主代表による合同アセスメントを受けた企業30,874 社のうち、16,113 社が、コア労働基準及び最低賃金率を含め、労働基準の実施において欠陥があると判定された。欠陥があると判断した場合、労働省はコンプライアンス命令を発行する場合があります。この命令には、罰金、或いは欠陥によって労働者が重大且つ差し迫った危険にさらされている場合は営業停止が含まれる。BWC はまた、29 社の企業が、児童労働禁止法に関して欠陥があると判定されたと報告した。

最低賃金基準の違反は、SEZ における場合を含め、要求される手当の支払いを回避するための契約社員の利用と同様、頻繁に見られた。多くの会社が、職場において承認された訓練を実施していないにもかかわらず、最低見習い賃金を下回る賃金で従業員を雇用した。最低賃金に基づいた支払い及び社会保険の拠出金やボーナスの不払いに関する苦情は、特に、SEZ にある会社によく見られた。2017 年3 月、労働省は省令174 を発行し、労働契約及び下請契約の使用に関するより厳しいガイドラインを設定した。しかし、一部の労働組合は、この命令によって全ての形態の契約労働が無くなるわけではないと批判した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後 当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

また、法の欠缺及び不均等な適用が見られた。報道機関は、家庭内労働者に関する法律の実施及び執行における問題を報道した。そのような問題には、面倒な登録手続き、雇用主にとっての追加的な金銭負担、及び雇用主の遵守の監視の困難さなどが含まれた。

2017 年中、様々な労働者支援団体が、特に、労働省による職場の労働安全衛生の監視不足など、政府による法の執行の努力を批判した。2017 年1 月から7 月の間に、BWC は11 件の労働災害を記録したが、これによって38 人が死亡し、11 人が負傷した。特に農業においては、全ての事故が報告されるわけではないため、労働災害の事故及び疾病についての統計は不完全であった。

政府及び複数のNGO は、海外在住のフィリピン国民の権利を保護する努力を行った。その大多数がフィリピン海外雇用庁（POEA）の認定を受けた契約労働者又は臨時労働者である。POEA は国内の採用行為を登録及び監督したが、当局には、海外の労働者に保護を提供する十分なリソースが不足していることが多かった。政府はそれでも、サウジ・アラビアで解雇された又は足止めを食らっていた数千人のフィリピン人労働者に支援を提供するため、複数の省庁で協力し合う人道支援ミッションを立ち上げ、数百人の帰還を促進した。2017 年9 月現在で、社会福祉省は、依然として「数百人の」フィリピン国民がサウジ・アラビアからの帰還を必要としていると報告した。

政府は引き続き、不当労働行為で有罪と認めた国内の採用機関に対して、金銭的な制裁を科し、或いは刑事告訴した。2017 年1 月から8 月の間に、POEA は、様々な違反で合計100 件の停止命令が57 の認可採用機関に対して出されたと報告した。外国人は一般に、フォーマル経済で雇用されており、より高い報酬の特殊な地位で採用されていた。外国人労働者は通常、フィリピン国民よりも有利な労働条件を享受していた。